

植物防疫所 病害虫情報

No. 129

2023・3・15

植物防疫関連の制度改正について - 植物防疫法改正の概要 -

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

近年の気候変動、人やモノの移動の増加等を背景とした病害虫の侵入リスクの高まりや農産物輸出の増加等の状況の変化を背景として、植物防疫制度をめぐる課題に的確に応えるべく、2022年5月、植物防疫法の一部を改正する法律が公布された。改正法の施行日は、2023年4月1日を予定している。今回の法改正では、植物防疫制度全体について見直しが行われたが、本記事ではそのうちの①輸出検疫制度の整備、②侵入調査事業及び緊急防除の迅速化、③総合防除を推進する仕組みの構築について紹介する。

■輸出検疫制度の整備

我が国では、植物及びその容器包装を輸出する際に、植物防疫法第10条に基づき、輸出者に対して輸入国が要求する検査（以下、「輸出検査」という。）を受けることを義務付けている。植物

防疫官が行う輸出検査の結果、相手国の要求事項等に合致していた場合は、植物検疫証明書を交付している。

2020年に新たに策定された食料・農業・農村基本計画では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標が設定され、輸出の促進に向けた環境整備が進められていることにより、農林水産物・食品の輸出額は、2021年には1兆円を突破するなど、着実に伸びている。これに伴って、植物防疫官が行う輸出検査の件数は年々増加しており、輸出検査体制の強化が急務となっている。

このような状況で、植物検疫措置に関する国際基準において、輸出検査の一部及びこれに関連する活動については政府職員以外の者（以下、「第三者機関」という。）が行うことが可能とされた。

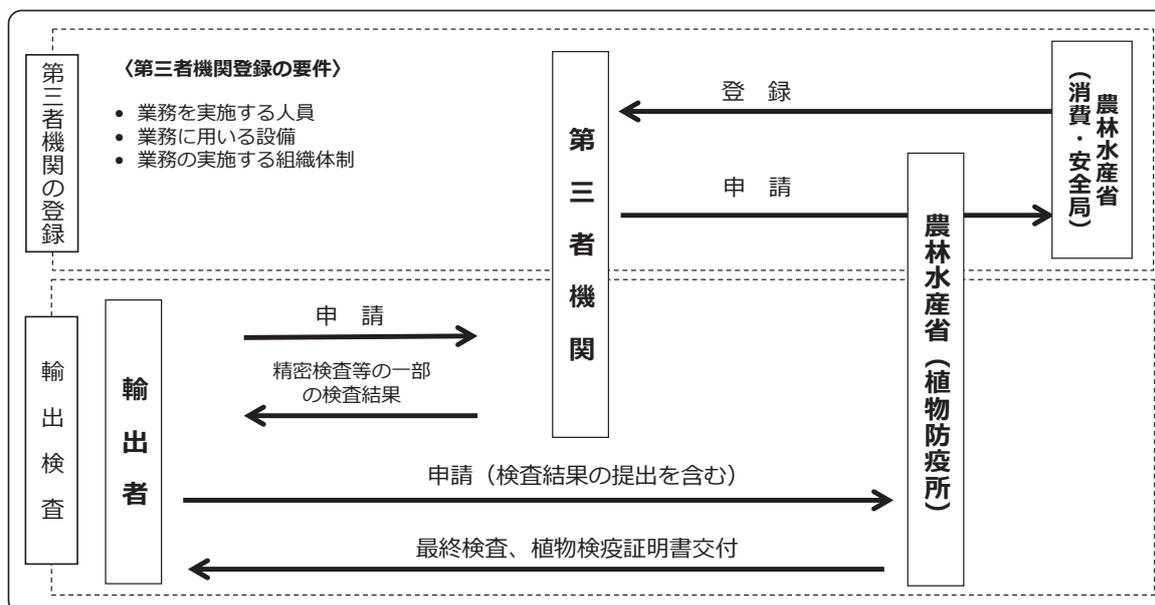


図1 新たな輸出検疫の仕組み

そこで、我が国においても、大学等の研究機関や民間の検査機関等の第三者機関を活用するため、植物防疫法を改正し、登録検査機関の登録制度を導入することとした。具体的には、登録検査機関の登録申請を行った第三者機関は、登録の要件を満たしている場合、農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関として、植物防疫官に代わり、輸出検査の一部（栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査）を実施することが可能となる。

なお、植物検疫証明書の交付については、植物防疫官のみ実施できる他、栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査についても、植物防疫官でも引き続き対応することとしている。

■侵入調査事業及び緊急防除の迅速化

①侵入調査事業

病害虫の侵入に伴う国内の農業生産や輸出への影響を防止するためには、病害虫の侵入を早期に発見し、速やかに的確な防除を実施することが重要である。このため、病害虫の早期発見・早期防除を目的として、今回の法改正において、全国で斉一的に病害虫の調査を行う侵入調査事業が新たに規定された。侵入調査事業では、都道府県の協力を得つつ調査を実施することとしており、植物防疫所が海空港、中央卸売市場、国際郵便局及びその周辺等において、都道府県が生産園地等において調査を実施することとしている。調査の対象となる病害虫（侵入警戒有害動植物）として、新たに国内の未発生地域に侵入した場合に、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある病害虫又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある病害虫を指定することとされており、ミカンコミバエ種群、アリモドキゾウムシ、火傷病菌等の 38 種を指定する予定である。また、植物防疫所と都道府県による調査を補完するため、農業者などが病害虫の国内への侵入を認めた場合の通報義務が規定された。

②緊急防除の迅速化

病害虫が国内に侵入・まん延し、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合には、植物防疫法に基づき緊急防除を実施することと

されている。現在、緊急防除が必要となった場合には、防除の内容を告示してから 30 日間の事前周知期間を設けることが必要とされているものの、農作物への損害等を抑えるためには、緊急防除を早期かつ機動的に行うことが重要である。このため、より迅速に緊急防除を実施することができるよう、今回の法改正において、緊急防除の対象となる病害虫についての防除の内容などを規定した緊急防除実施基準をあらかじめ作成した場合には、緊急防除を行う際の事前周知期間を 10 日間へと短縮できることとされた（図 2）。なお、緊急防除実施基準は、ミカンコミバエ種群、アリモドキゾウムシ、火傷病菌等の 9 種の病害虫を対象に作成・公表することとしている。

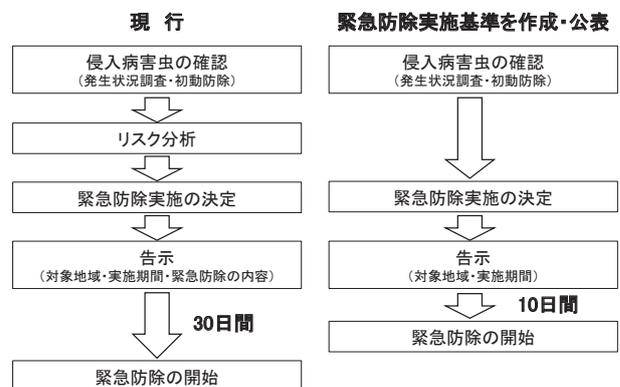


図 2 現行の仕組みと緊急防除実施基準を作成した場合の比較

■総合防除を推進する仕組みの構築

温暖化等による病害虫の発生地域・量・時期の変化、病害虫の薬剤抵抗性・耐性の発達及び「みどりの食料システム戦略」に対応し、病害虫の被害の軽減を図りつつ持続的な生産を確保するために、植物防疫法に総合防除を定義し、化学農薬のみに依存しない、予防・予察に重点を置いた総合防除を推進する仕組みを構築した。なお、今回の法改正における「総合防除」と、これまで推進を図ってきた「総合的病害虫・雑草管理 (IPM)」については、病害虫防除に対する基本的な考え方自体が変わるものではなく、あくまでも法律に定義付けるにあたり「総合防除」の表現が適切とされたものである。総合防除の実施に当たっては、①病害虫が発生しにくい生産条件の整備（予防）、②防除要否及びタイミングの判断（判断）及び③多様な防除方法を活用

した防除（防除）の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、地域の実情に応じて適時に適切な方法を選択することが必要である。

改正植物防疫法における指定有害動植物の総合防除を推進する仕組みとして、農林水産大臣が基本的な指針（総合防除基本指針）を定め、都道府県知事が当該基本指針に即して、地域の実情に応じた総合防除の実施に関する計画（総合防除計画）を定めるものとされた。また、農林水産大臣は、総合防除基本指針に基づき、発生予察事業の対象とする指定有害動植物について国の発生予察事業を実施するものとし、都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、その発生予察事業に協力しなければならない。さらに、都道府県知事は、総合防除計画において、農業者が遵守すべき事項を定めることができることとされた（図3）。

総合防除基本指針においては、指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向のほか、

- ①指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容（発生及び増加の抑制、駆除及びまん延の防止のために利用可能な基本的な防除技術）に関する基本的な事項

- ②指定有害動植物のまん延を防止するために都道府県知事が総合防除計画で定めることのできる遵守事項に関する基本的な事項
 - ③国の発生予察事業の対象とする指定有害動植物
 - ④指定有害動植物が異常な水準で発生した時の防除措置に関する基本的な事項
- 等を定めることとされた。

総合防除基本指針は2022年11月15日付け（農林水産省告示第1862号）で策定されており、今後、2023年度中には全ての都道府県で総合防除計画が策定される予定である。

■最後に

今回紹介した法改正の内容を踏まえ、今後も国内の農業生産の安全及び助長を図ることを目的に、引き続きしっかりと取り組んでいくことが重要と考えている。読者の皆様におかれても、植物防疫制度へのより一層の御理解と御協力をお願いしたい。

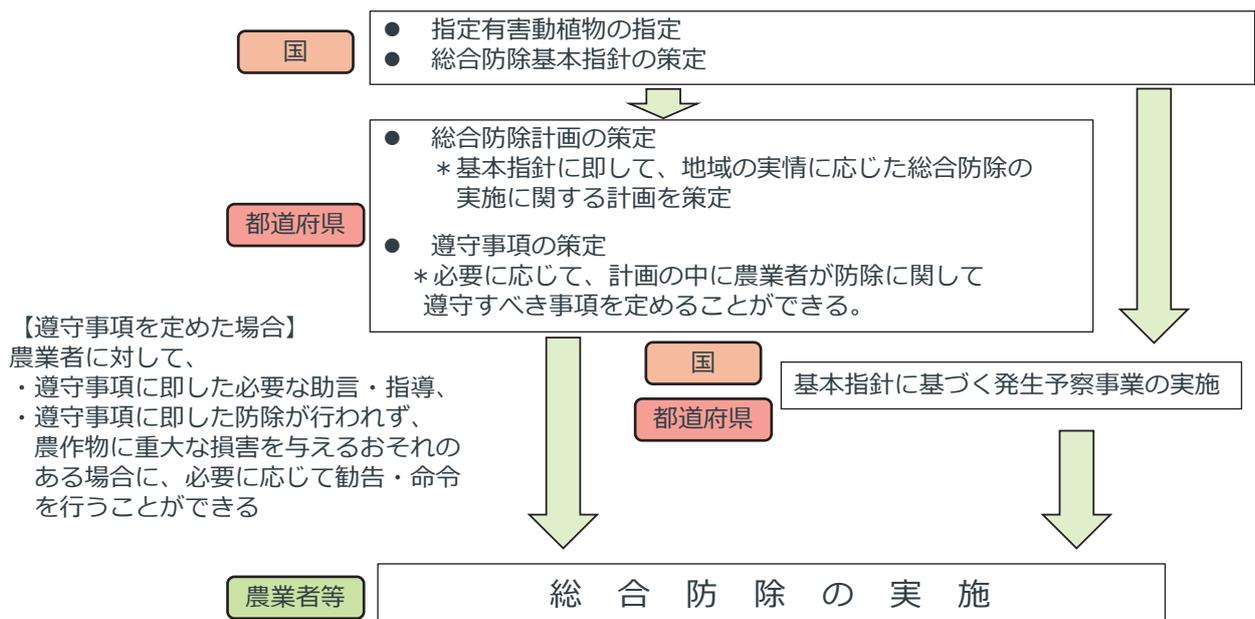


図3 総合防除を推進する仕組み